

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（モニタリング基本計画（案））

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
1	モニタリング基本計画（案）		1	1	2						モニタリング実施計画	ご指摘のとおり、モニタリングの項目によっては、具体的なモニタリングの詳細な実施方法が民間事業者の提案により異なる場合もありますので、「モニタリング実施計画書」の確定が事業契約の締結後となる点は理解いたしますが、一方で、本基本計画（案）によると、資金収支についてのモニタリング（第4第2項（4））など、他にあまり例のない、内容によっては応募者側で相応の費用をあらかじめ入札価格に含める必要のあるモニタリングを貴市が想定されているところもあります。つきましては、今回受け付けられた質問及び意見等を踏まえて、後日提示いただく「モニタリング基本計画」では、ご提示時点において想定される具体的なモニタリングの実施方法は全て示されるという理解でよろしいでしょうか。	モニタリング基本計画では、今回の質問や意見を踏まえて修正する予定です。しかし、モニタリングの具体的な内容、確認箇所、方法については、選定事業者のセルフモニタリング等によると考えていますので、「全て示す」ということは適当ではないと考えています。
2	モニタリング計画書（案）		10	3	3	(1)					減額対象及び是正レベルの認定	事象例として、故障等による設備の短期間の停止がレベル1とされていますが、機械設備である以上、故障は免れません。センターの他の設備へ影響がない範囲での短期の設備停止については、ペナルティ対象外とすることが適当と考えますが、いかがでしょうか。	減額ポイントの計上時期は、是正指導後のモニタリングにより是正が認められない日からとなっています。機器類の故障で短期間停止し管理運営に支障が生じた日からの計上ではありません。よって、現在のモニタリング基本計画（案）とおりとします。
3	モニタリング計画書（案）		13	3	4	(1)					減額ポイントの計上	減額ポイント計上日は、是正対策が認められた日までと理解してよろしいですか。その場合、経過した日数から市の都合（休日等を含む）で認定が遅れた期間は、除外されると理解してよろしいですか。	減額ポイント計上日は、是正対策の実施により事業契約書等に規定する水準及び仕様を満たしていると市が判断する日までです。また、減額ポイント計上期間中にも、市がやむを得ない事由と認めた等の場合には、減額ポイントを加算しないことがあります。市がやむを得ないと認める事由の例については、入札公告時で示します。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
4	モニタリング計画書(案)		13	3	4	(1)					減額ポイントの計上	レベル1について、表記載の「減点ポイント計上の時期」に「是正指導後のモニタリングにより是正が認められない日から計上」とありますが、これは、是正指導受領後、「是正対策と是正期限を選定事業者から提案」した場合、その是正期限からの日数ですか？	減額ポイントは、P11第3の3の(3)により市が承諾した是正期限の翌日から計上します。
5	モニタリング計画書(案)		13	3	4	(2)					減額ポイントの支払額への反映	3ヶ月間の減額ポイントの合計は、当該月の過去3ヶ月間と理解してよろしいですか。即ち、1ヶ月間において、仮に10ポイントの減額ポイントが発生した場合、他の月の減額ポイントが0であっても、以降3ヶ月間に渡り0.1%の減額が行われると理解してよろしいですか。	現段階では、減額ポイントが積算される3か月とは、四半期毎の3か月(例：4月1日から6月30日)を想定しています。また、減額ポイントを反映するのは、当該四半期のサービスの対価とすることを想定しています。
6	モニタリング計画書(案)		13	3	4	(2)					減額ポイントの支払額への反映	減額ポイントが積算される3ヶ月とは、四半期ごとの1日から31日(または30日)の3ヶ月間との理解でよいでしょうか。それとも月毎に当該月を含む過去3ヶ月を指すものでしょうか。	No5の回答を参照してください。
7	モニタリング計画書(案)		13	3	4	(2)					減額ポイントの支払額への反映	3ヶ月の減額ポイントがリセットされる周期はどのようにお考えでしょうか。	現段階では、減額ポイントの積算は四半期毎に行うこととし、次の四半期には減額ポイントは持ち越さないことを想定しています。
8	モニタリング計画書(案)		13	3	4	(2)					減額ポイントの支払額への反映	管理運営の対価の減額対象は、当該月の支払い対象額であるとの理解でよいでしょうか。これによらない場合は減額対象をご教示ください。	No5の回答を参照してください。
9	モニタリング基本計画(案)		13	3	4	(2)					減額ポイントの支払額への反映	減額ポイントは四半期ごとに累積し、翌四半期には繰り越さないという理解でよろしいでしょうか。四半期ごとに減額ポイントが支払額に反映されることから、当該ポイントが翌四半期に繰り越されてしまうと、翌四半期においては要求水準を充足していたとしても減額されることが既定となってしまうことから、念のため確認させていただければと思います。	No7の回答を参照してください。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
10	モニタリング計画書(案)		14	3	5	(1)					サービスの対価の返還	「損害金を付して返還」とありますが、サービス対価支払前であれば、損害金は発生しないと理解してよろしいですか。	御理解のとおりです。
11	モニタリング基本計画(案)		14	3	5	(2)					支払停止	サービスの対価(管理運営の対価)の支払いが停止されているものの、是正勧告等に対応するなど、支払停止となる事由が解消された場合は、四半期ごとの支払日を待つことなく、速やかに停止相当額が支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	現段階ではそのように考えていますが、詳細は入札公告時に示します。
12	モニタリング計画書(案)		16	3	6						図3-1 管理運営段階のモニタリング	「注意後に是正が見込まれない場合には、市は文書による嚴重注意を行う」とありますが、この文書は「是正指導」と理解してよろしいですか。	当該文書は「是正指導」ではなく、注意の一環として行うものです。
13	モニタリング基本計画(案)		17	4	1						財務状況等に関するモニタリングの概要	「市は、これらの確認について金融機関と協力して行う。」との記載がありますが、選定事業者の実施体制やリスク対応方法の確認及び株主総会資料等による経営状況の確認などは、事業契約に基づき貴市が選定事業者から提出を受ける情報により確認できるものと考えられますので、金融機関との協力とは、基本的には直接協定に基づく情報交換(例えば、資金収支の著しい悪化など、一定の事由が生じた場合に貴市に速やかに連絡することなど)を指しているとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
14	モニタリング基本計画(案)		17	4	2	(4)					資金収支についてのモニタリング	ここでいう「金融機関との連携」のプロセス、即ち「資金収支の実績と計画の整合性の確認」のあり方については、貴市のお考えに拠るところが比較的大きい内容ですので、手順等の詳細については、予め「モニタリング基本計画」に示されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご指摘の点を踏まえて、入札公告時に示します。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
15	モニタリング基本計画 (案)		18	4	2	(6)					金融機関との直接協定に基づくモニタリング	「財務状況以外の上記モニタリング」についても金融機関との協力により行う旨を直接協定に反映させるとの記載があります。一般に、金融機関のモニタリングはSPCの財務状況に対して行われるところ、財務状況以外のモニタリングについて金融機関の協力を要求されるということを踏まえすと、維持管理・運営期間においても弁護士等の登用の必要性や、これにかかる費用が発生することも想定されます。つきましては、具体的なモニタリングの詳細な実施方針が民間事業者の提案により異なる場合もあれば、①かかる要求内容の概略につきましては、あらかじめ「モニタリング基本計画」にてお示しください。②当該協力に係る想定コストを概算ベースでも事業費にお見込みいただけますでしょうか。③入札公告にあたりましては、「モニタリング基本計画」の内容を上回る提案があった場合に、適切に加点評価される選定基準をご検討いただけますでしょうか。	ご指摘の点を踏まえて、入札公告時に示します。